

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ、地域防災計画)

当市のハザードマップによると、市街地の商業地区の一部は内水の浸水想定区域に指定されている。また、当市は、昭和28年の記録的豪雨により死者1人、行方不明者1人、流失家屋9棟、浸水家屋705棟（ただし、旧鳥栖町、麓村、旭村の集計分で、田代町、基里村は資料なし）という甚大な被害を受けた。当市の地域防災計画によると、気象、地勢等の特性からこの昭和28年の記録的豪雨と同程度の豪雨の発生が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ、地域防災計画)

当市の地域防災計画によると、北西部に地形的、地質的に不安定な山地丘陵があり、急傾斜地の崩壊等が発生する危険性は高いとされている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で10%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当市における風水害は、主に梅雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。また、当市は内陸型気候区に属し、過去10年の最高気温の平均はおよそ37.3℃、最低気温の平均はおよそマイナス3.6℃と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しい。降水量は、近年では年間2,000mm程度で、冬期における降水量は少ない。

なお、市内の筑後川流域では、これまでも昭和28年水害など数々の水害に見舞われてきた。特に、最近では、令和元年7月21日に佐賀県東部地区で発生した猛烈な雨により浸水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害が発生した。また、近隣の地区でも、「平成29年7月九州北部豪雨」「平成30年7月豪雨」による災害が発生し、さらには、「令和元年8月28日の前線に伴う大雨」では武雄市や大町町など県内各地で観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となり甚大な被害をもたらした。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3,106人
- ・小規模事業者数 2,535人

【内訳】

業種		商工業者数 (人)	小規模事業者数 (人)	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	190	155	
	建設業	207	169	
	運輸・通信業	211	172	
	卸売・小売業	993	811	
	サービス業	1,296	1,058	
	その他	209	170	
	計	3,106	2,535	

出典：平成28年 経済センサス(活動調査)

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品（資機材・物資・食料等）の備蓄
- ・ハザードマップの各戸配布(平成31年4月)

#### 2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・各損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・防災訓練の実施(年2回)

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクに関して事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

- ・本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・別添の通り。

## 3) 関係団体等との連携

- ・各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係団体(当市、損害保険会社、銀行等)への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所と当市で事業継続力強化支援のための連絡会議を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について情報共有する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後速やかに職員の安否報告を行う。（安否報告の方法は、当所BCPの資料①及び資料②の「職員緊急時連絡先一覧」に記載）

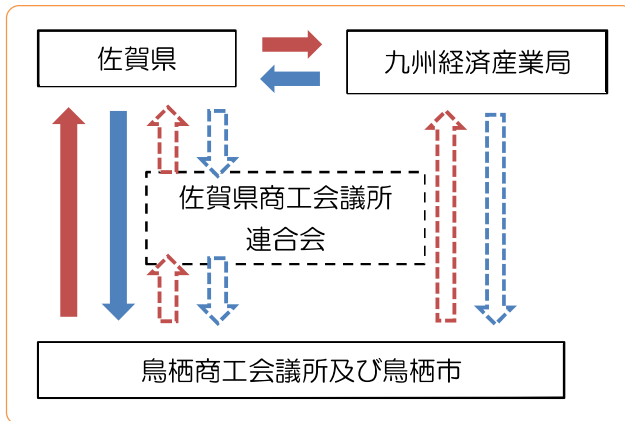
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。被害状況の確認方法は、発送文書、電話、巡回にて行う）

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所は、被害状況や被害規模に応じた応急対策を実施する。（応急対策については、当所BCPのSTEP6及び資料⑤に記載）  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合には、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、安全確認が出来たら出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市と情報共有する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は小規模事業者の被害額（合計、建物、設備、商品等）について、ヒアリング等により把握する。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

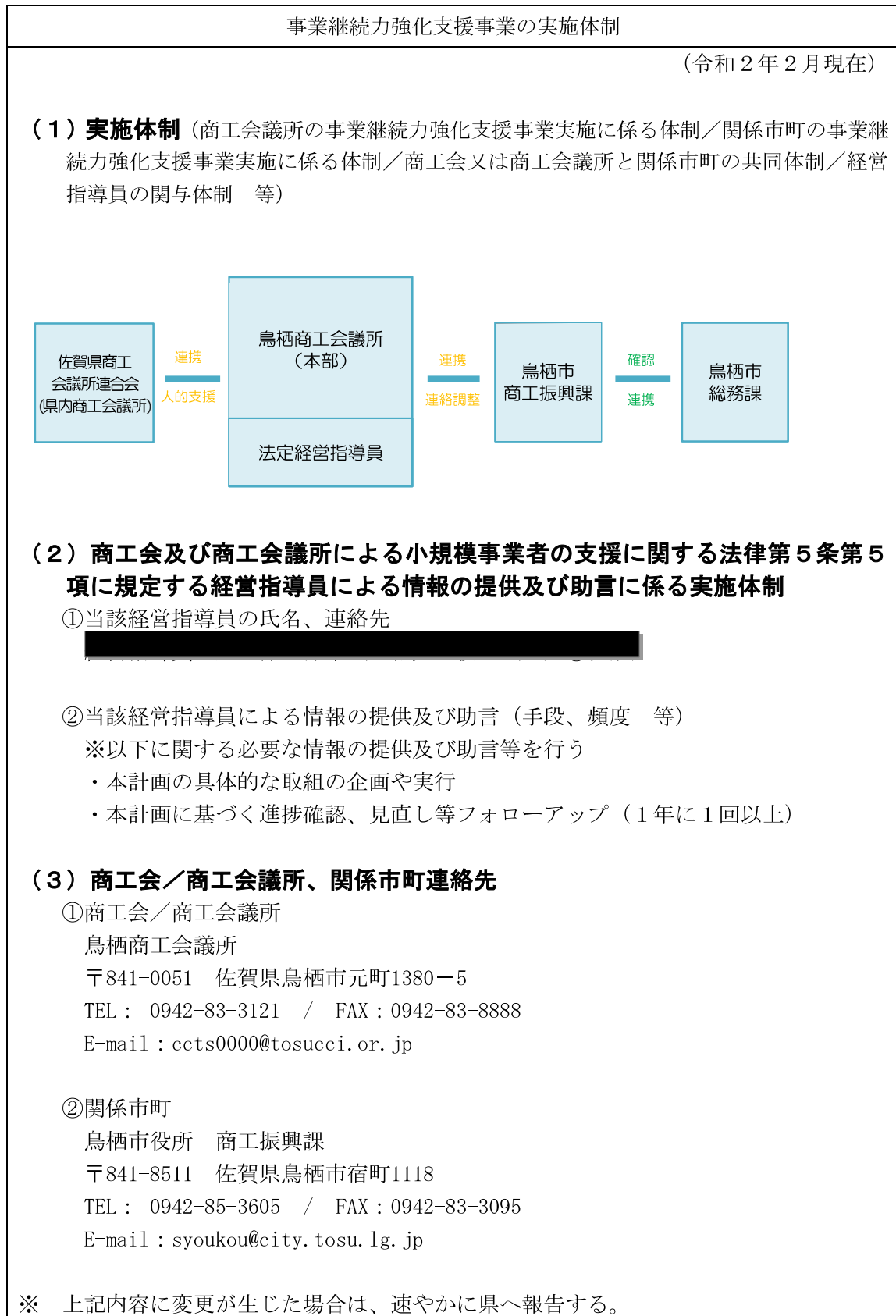
- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・（特別）相談窓口の運営において、職員が不足する場合は佐賀県商工会議所連合会（県内商工会議所）に人員の応援を依頼する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。周知方法は、当所HP、メールマガジン、街宣車等にて行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
  - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を佐賀県商工会議所連合会、県等に相談する。
- ※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額	200	200	0	0	0
備考等	・講習会開催 ・救護用品、備蓄品の購入	同左	同左	同左	同左

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・事業者向け講習会に係る費用は、中小企業相談所会計より支出。 印刷費 25 千円×2 回開催×2 年=100 千円
・救護用品、備蓄品の購入費用は、会館運営特別会計より支出。150 千円×1 回×2 年=300 千円

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし。
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・

連携体制図等

①

②

③